

平成 31 年 4 月 24 日

可児市長 富田 成輝 様

可児市いじめ防止専門委員会

委員長 橋本 治

活動状況報告書

可児市子どものいじめの防止に関する条例（平成 24 年条例第 23 号）第 18 条第 1 項に基づき、次のとおり平成 30 年度の活動状況を報告します。

【報告書内訳】

- 1 平成 30 年度 可児市いじめ防止専門委員会活動報告
- 2 平成 30 年度 可児市いじめ防止専門委員会活動の成果と課題
- 3 平成 31 年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

平成 30 年度 可児市いじめ防止専門委員会活動報告

平成 31 年 4 月 24 日

いじめ相談等の受付、調査及び調整等の状況

1 概 況

- 平成 30 年 4 月から 31 年 3 月までに新規のいじめ相談・通報 12 件、その他の相談 4 件、計 16 件の事案に対応した。

いじめ相談等受付件数の推移 (件)

年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0
いじめ	27	36	28	28	18	16	12
その他	5	8	8	8	7	4	4
計	32	44	36	36	25	20	16

- 専門委員会が、いじめ相談を開始して 7 年が経過した。いじめの相談は、27 年度までは 27～28 件で推移してきたが、28 年度から減少し始め、今年度の相談は 12 件で、これまでの最低を更新した。

⑨25 年度はその前年に大津市中学生自死事件があり、いじめへの関心が非常に高まった時期であり、全国的に件数は増加した。

(1) いじめ相談

- いじめ相談 12 件のうち 3 件は終結とした。「いじめ行為が止んでいる」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」ことを終結の目安としてきた。
- 残る 9 件については次年度も継続して支援を行う。
- 子ども本人からの相談は 3 件(前年度 5 件)であった。専門委員からのイラストによるいじめ防止の呼びかけを掲載し、当委員会への連絡手紙を付けた「いじめ防止パンフレット」を市内の全小中学生に配布している。2 件は、この手紙を利用した相談であった。子どもが相談しやすい環境となるよう、さらなる工夫と整備が求められる。
- 前年度から継続した 9 件のいじめ事案への相談対応を併せておこなった。直接のいじめ行為はなくなっているが、主として子ども本人やその家庭環境等の要因で安定した登校、学校生活に至っていないため、継続的に支援してきた。今年度、継続の 7 件を終結とした。

(2) その他の相談

- 中学生の頃に約 2 年間不登校で、高校に進学したがうまく適応できず退学することとなったが、将来が不安という保護者の方の相談や、学校の先生とのトラブルの相談など 4 件に対応した。

(3) 次年度への継続

- 今年度相談受付の継続中のいじめ相談事案 9 件、前年度からの継続の未終結事案 2 件は、

次年度も継続して対応する。

2 特徴

30年度の相談に関して、特徴的な事項は次のとおりであった。

- ・ 本年度の当委員会への相談件数は16件であり、平成24年に相談活動が始まって以来最低となった。ただし、専門委員・事務局職員の学校訪問懇談時には、いじめに繋がる可能性の事案の他、明らかないじめの事案が各学校から少なからず話題に上った。これらは、学校いじめ防止基本方針に基づく一致協力体制により、学校全体の取組の中で早期に解決されており、学校でのいじめ防止、解決への取り組みの成果と捉えられる。そのために、当委員会への相談、訴えの減少傾向が続いていると推察される。
- ・ いじめ解決に生活支援が求められる事案の構成比がさらに上がりつつあり、福祉関係担当課と情報を共有しての相談対応が続いている。今後も問題解決へ関係機関等との連携体制を強化した取り組みが必要となる。
- ・ 何らかの発達に起因するいじめ事案が増加傾向にある。専門委員も学校訪問した際に、対象児童生徒を観察して対応方法を助言している。今後も学校及び子育て関連部門と連携した対応が重要となる。発達障がいに対する周りの理解を高めること、クラスのいじめを許さない雰囲気づくりがさらに求められる。
- ・ 外国籍児童生徒が関わる相談もある。ことばの理解が十分でないことや社会意識の違いなどで、事案での問題事実の気づき、理解が難しい場合が多い。外国語通訳や学校と連携した対応の必要性がさらに高まっている。
- ・ SNSを利用した悪口等のネットいじめの相談がある。学校訪問時にも学校からのいじめ報告事例として増加傾向にある。被害者の知らないうちに広まることや掲載削除の難しさの他、SNSの種類によっては第三者が見ることのできない閉ざされた中でのいじめとなることが多いため、学校でのいじめの把握が難しくなりつつある。こうしたことから子どもたちやその保護者への情報モラル教育の更なる充実が求められる。
- ・ 中学校で不登校傾向であった子が、高校に進学したがうまく適応できずに退学することとなったが、将来が不安であるという保護者からの相談があった。市の組織上高校に通う子への相談担当部署が無いのが現状であり、今後、対応の必要性が出てくる。
- ・ 「専門委員のケース担当制」を採用して、相談対応した。事案の子どもの特性や問題の特徴により、適任の委員を選んできた。委員と相談員の普段からの連絡・相談で一層専門性を活かした対応が可能となっている。

会議開催状況

1 専門委員会会議

6回の会議を開催した。各回とも新規相談ケース及び継続中ケースについて対応方法の検討を行った。その他の主な議題は次に示したとおりである。

第1回(38回) 5月24日(木)

- ・ 専門委員会活動(日程等)について
- ・ 尾木特別顧問との懇談会の持ち方について

第2回(39回) 7月26日(木)

- ・「可児市いじめ防止基本方針」における3つの指標(学校生活満足度、いじめ経験比率、いじめ認知件数と解消件数)について

第3回(40回) 9月27日(木)

第4回(41回) 11月22日(木)

- ・任期更新に伴う委員長の選任及び副委員長の指名

第5回(42回) 1月24日(木)

- ・次年度の専門委員会活動計画について

第6回(43回) 3月28日(木)

- ・30年度活動報告案及び31年度事業計画案について

2 いじめ問題対策連絡協議会

(1)代表者会議：5月28日(月)橋本委員長出席。

- ・30年度活動方針について
- ・各構成機関の取り組みについて

(2)実務者会議：7月24日(火)子育て支援課長、係長、事務局出席。

- ・いじめ防止専門委員会の活動状況について
- ・いじめ防止基本方針の指標について
- ・各構成機関の取り組みと連携について

3 委員と関係者との懇談会

【中学校教職員との懇談会】

市内中学校5校を訪問し、学校から提出されたいじめ事案等について意見交換を行った。

- ・9月20日(木)中部中学校：橋本委員長、掛布委員、山本、辻
- ・10月25日(木)広陵中学校：橋本委員長、掛布委員、梶井委員、山本、辻
- ・11月12日(月)東可児中学校：水野副委員長、掛布委員、梶井委員、山本、三宅
- ・12月3日(月)西可児中学校：橋本委員長、掛布委員、梶井委員、山本、三宅
- ・12月17日(月)蘇南中学校：橋本委員長、水野副委員長、掛布委員、梶井委員、山本、三宅

【尾木直樹特別顧問との懇談】

- ・7月3日(火)

いじめ防止専門委員会の活動への関わりについて、尾木特別顧問と意見交換を行った。

小中学校への定期的学校訪問(教職員と事務局職員との懇談会)

1校あたり2カ月に1回事務局職員が訪問し、教職員(生徒指導関係)とその学校の児童生徒の状況及び懸案ケースについて意見交換を行った。

- ・今渡南小学校：5月29日、7月6日、9月14日、11月15日、1月30日
- ・土田小学校：6月26日、8月31日、11月2日、12月25日、2月27日
- ・帷子小学校：6月25日、8月30日、10月19日、12月11日、2月19日

- ・ 春里小学校 : 6月21日、8月20日、10月23日、12月6日、2月22日
- ・ 旭小学校 : 5月18日、7月13日、9月7日、11月30日、1月10日
- ・ 東明小学校 : 5月22日、7月5日、9月28日、11月21日、1月29日
- ・ 広見小学校 : 6月12日、8月1日、10月18日、12月5日、2月7日
- ・ 南帷子小学校 : 6月7日、8月2日、10月4日、12月13日、2月14日
- ・ 桜ヶ丘小学校 : 5月14日、7月19日、9月12日、11月16日、1月22日
- ・ 今渡北小学校 : 5月16日、7月17日、9月11日、11月20日、1月15日
- ・ 兼山小学校 : 5月21日、7月5日、9月5日、11月5日、1月23日
- ・ 帝京大可児小学校 : 6月27日、12月12日、2月20日
- ・ 蘇南中学校 : 6月13日、8月31日、10月26日、2月15日
- ・ 中部中学校 : 5月17日、7月24日、11月14日、1月17日
- ・ 西可児中学校 : 6月11日、8月6日、10月29日、2月12日
- ・ 東可児中学校 : 5月8日、7月2日、9月19日、1月22日
- ・ 広陵中学校 : 6月8日、8月29日、12月20日、2月13日
- ・ 帝京大可児中学校 : 6月20日、12月18日、3月13日

委員の訪問（懇談会）の開催月と重なっている月は実施していない。

広報・啓発活動

【子ども】

- ・ 4月 「いじめ防止パンフレット」(小学生用、中学生用)の改訂版を市内全小中学校の児童生徒に配布。
- ・ 5・6月 ポルトガル語版及びタガログ語版の「いじめ防止パンフレット」(小学生用、中学生用)をそれぞれの外国籍児童生徒に配布。
- ・ 5・6月 いじめ防止ポスターを各小中学校に配布、掲示依頼。

【保護者・市民】

- ・ 通年 広報紙によるいじめ防止協力事業所の活動取組の紹介
いじめ防止協力事業所を訪問しての活動のお願いと情報交換
いじめ防止協力事業所の登録依頼（新規登録 5 件）
- ・ 7月4日に家庭教育学級リーダー研修会において、尾木特別顧問による「尾木ママの子育てなんでも相談会」を開催した。子育てにおいて大切にしたいこと、考えていきたいことを学ぶ会になった。また、ケーブルテレビ可児（CTK）の可児市広報番組でいじめ防止に関して市長との対談を行った。（8月、9月に放映）
- ・ 10月24日（水）子育てサポーター養成講座：講話「子どもの心、親の心に近づこう」（水野副委員長）

平成 30 年度 いじめ防止専門委員会活動の成果と課題

【成 果】

- 1 相談については、児童生徒本人、保護者、学校からのいじめ相談が 12 件及びその他の相談が 4 件の計 16 件の新規案件に対応した。相談件数は、平成 24 年に相談活動が始まってからの 7 年間で最も少なかった。学校訪問の懇談時に各学校から話題となるいじめ事案の件数に大きな変化はないため、各学校でのいじめ事案への早期取組の結果が、当委員会への相談件数を減らす大きな要因と考えることができる。また、5 月に委員会の事務局が市役所本庁から駅前の子育て健康プラザマーノに移転したことも認知度の低さから件数減の要因になっている可能性もある。
- 2 引き続き「専門委員のケース担当制」を採用し、事案の子どもの特性や問題の特徴により適任の委員を選んで、個別の相談に助言するなど丁寧に対応した。
また、委員と相談員の普段からの連絡・相談で一層専門性を活かした対応が可能となっている。
- 3 平成 30 年 5 月 6 日に事務局と相談室が市役所本庁から駅前の子育て健康プラザ mano に移転した。健康と子育ての担当部門が一つのフロアに集結したことで、いじめ相談対応においても、家庭支援、生活支援などの関係部署との連携がよりスムーズにできるようになった。

【課 題】

- 1 いじめの問題を相談しやすい環境とするため、連絡用手紙を付けた「いじめ防止パンフレット」の配布等の努力をしてきたことで、子ども本人の相談件数の占める割合が増加傾向になってきている。しかし、手紙やメールによる相談はいじめを認知する点では大きな成果を上げるが、解決に向けての動きが今一つ機敏にできない部分がある。迅速に面談につなげるという運用を考える必要がある。併せて引き続き、より相談しやすい環境整備と子どもの気持ちに寄り添える支援方法の検討を続けていく。
- 2 いじめの根本解決のために生活支援が求められる事案がますます増えており、個別ケースの解決検討に家庭支援、生活支援などの関係機関との連携協力体制がますます重要になっており、いじめ問題対策連絡協議会等の既存組織の実用的な運用を図っていく必要がある。
- 3 いじめの被害者のみならず、いじめをしたとされる子どもの置かれた背景に配慮した、加害者側へのケア・支援を継続していくことが求められる。

平成 31 年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

基本方針

- ・ 委員会活動を通して、全ての子どもたちが、安心して過ごし、学べる学校及び地域社会となることに寄与する。
- ・ 「可児市いじめの防止に関する条例」第 13 条及び「可児市いじめ防止基本方針」に基づき、通報・相談のあった事案について一つひとつ丁寧に対応し、関係者による解決を支援していく。
- ・ 子どもを取り巻く全ての関係者・関係機関がいじめの防止に主体的に、相互に連携できるよう、条例、基本方針及び当委員会活動の趣旨についての広報・啓発に積極的に取り組む。

委員会会議の開催

- ・ 定例会議は、年 6 回（奇数月第 4 木曜日）の開催とする。また、必要に応じて臨時の会議を開催する。

委員による学校訪問、教職員との懇談会の開催

- ・ 小中学校教職員と委員との懇談会を実施する。今年度は、今渡南小学校、旭小学校、東明小学校、桜ヶ丘小学校、今渡北小学校、帝京大学可児小学校を対象とする。
- ・ 学校との日程調整を行い、9 月～12 月の間に開催する。
- ・ 事務局からのケース報告や担当するケースにより随時の学校訪問を実施する。

通報・相談への取組

- ・ 当委員会への通報・相談がしやすい環境を整える。特に子ども自らが相談しやすい環境づくりに努める。
- ・ 通報・相談を受けた事案に担当委員を決めて事務局との連絡を密にし、委員会の専門機能を迅速な相談対応に活かす。また、委員による相談者への直接の面接相談の機会を設けていく。
- ・ いじめたとされる子どものケア及びその保護者の対応について、学校の取組を支援し、学校が対応に困難さを感じている事案については、個別ケース会議に参加するなど積極的に助言していく。
- ・ 子育て健康づくりに関わるこども健康部の各相談窓口と日常的に連携し、その知見を統合して支援に取り組む。
- ・ 相談の中で複数の機関と関わりを持つべき事案については、「いじめ問題対策連絡協議会」を活用し、情報共有するとともに援助方針を立て、具体的な援助活動を行う。

広報・啓発の取り組み

- ・ 小中学校、PTA、家庭教育学級、青少年育成団体及びいじめ防止協力団体との連携の強化を図り、いじめ防止に関連する研修の講師依頼に応えることに努力していく。
- ・ いじめ防止パンフレット（小・中学生用）に、専門委員からのメッセージを記載し、「いじめ防止」を子どもたちへ呼びかけるほか、広報紙に活動状況を情報提供していく。

【資 料】

- ・ 平成 30 年度いじめ相談統計資料
- ・ 各委員からの寄稿「委員会活動を振り返って」

平成30年度 相談経路別受付状況 (4月～3月)

(件)

経路別 問題別	子ども本人	保護者				きょうだい	子どもの友人	市				児童施設		子ども相談センター	児童委員	警察署	保健所及び医療機関		学校等			親戚	近隣・知人	市民	その他	計	終結	継続中のケース
		父親	母親	祖父母	その他			保健センター	発達支援センター くれよん	福祉事務所(こども課)	保育所	その他	保育園				学校	幼稚園	保健所	医療機関	教育委員会・教育研究所							
いじめ	3		4	1															4							12 (9)	3 (7)	9 (2)
その他	不登校		1																							1 (1)	1 (0)	0 (1)
	その他	2		1																						3 (0)	2 (0)	1 (0)
計	5	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	16 (10)	6 (7)	10 (3)

()内は、前年度からの継続

平成30年度 いじめ相談種別・年齢別受付状況（4月～3月）

（件）

相談種別		年齢別												計	終結	継続中
		未就学児童	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	16歳以上	不明			
いじめ	物理的	暴力				1			1					2	0	2
		強要												0	0	0
		器物損壊				1								1	0	1
	心理的	悪口 脅し文句			1					1	2		1	5	1	4
		からかい 冷やかし					1							1	0	1
		無視 仲間はずれ						1						1	0	1
		ネットいじめ										2		2	2	0
その他	不登校											1	1	1	0	
	その他				1			2					3	2	1	
計		0	0	1	2	2	1	2	2	2	2	2	0	16	6	10

「いじめ」と「不登校（ひきこもり）」を考える

「いじめの重大事態」・「発達障害」と関連させて 委員長 橋本 治

1. はじめに

平成 31 年 3 月、「40 歳から 64 歳のひきこもり」が 61 万人いるという報道が厚生労働省からあった。以前の報道で「15 歳から 39 歳のひきこもり」は 54 万人と合わせると「ひきこもりは 115 万人」ということになる。斉藤環氏は以前から 120 万人と著書に書いていたが、15 歳以下・64 歳以上もいることを考えるとその数（120 万人以上）が証明されたことになる。

「いじめ」から逃げるために「不登校」という手段を選ぶことはあるが、「ひきこもり」となって自分の人生が選択できないことは課題である。「いじめがあって不登校は重大事態」という法律もふまえ、「いじめ」と「不登校（ひきこもり）」について考えてみたい。

2. 「いじめの重大事態」の定義

今回の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には以下のように記述されている。

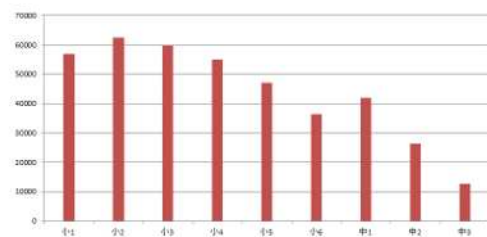
法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項 2 号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で開始しなければならないことを認識すること。

いじめの重大事態とならないよう「未然防止」をしたいと考える。

3. いじめの未然防止のために

未然防止には、すべての子どもたちに向けた取り組み（一次支援）、適応しにくい子への支援（二次・三次支援）が考えられる。

図1 いじめの認知件数 学年別



平成29年度：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

図2 C県の発達障害及びその疑いの子

「延べ514校、人数=4618人」の巡回相談より
岐阜大学教育学部研究報告 第67巻第1号(2018) 橋本治

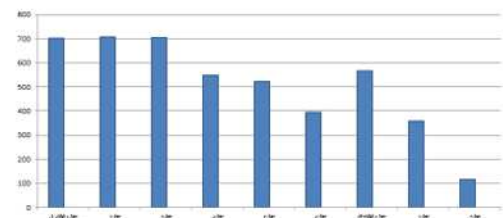


図2は、C県の発達障害及びその疑いの子の学年別であるが、図1の日本のいじめの学年別と全く同じ傾向であることが分かる。いずれも小学校の低中学年に顕著に表れている。ならば、支援の時期もはっきりしていることになる。

4. おわりに

「いじめ」の未然防止、「不登校（ひきこもり）」が重なって重大事態にしないために、という観点で考えてみた。やはり、「普段の関係者の取り組みに尽きる」とまとめたい。

いじめに関する本から学ぶ

副委員長 水野 香代

専門委員としていじめについて学び続けることは、常に必要です。今回は、2冊の本を紹介しながら、いじめ防止について考えたいと思います。

まずは、2018年7月に出版された荻上チキ著『いじめを生む教室』（PHP新書）です。

この本の特徴は、様々な研究データや社会理論を紹介しながら、いじめの現状と構造を分析しているところです。“いじめ被害を放置することは、個人の損失はもちろんのこと、行政・社会全体の損失となりうる。そのため、いじめ対策に予算を割くことは長期的な目で見れば理にかなっている”という内容を読み、可児市いじめ防止専門委員会の活動がまさに該当すると実感しました。

いじめの予防や早期発見、早期対応の大切さについて、また具体的な解決策も紹介されています。心理的アプローチだけではなく、環境的アプローチ(どういう教室にすれば過ごしやすいのか等)の重要性も記されています。教員の労働環境についても触れてあり、単に学校を批判する内容ではありません。特に、学校の先生の手元に置いて頂きたい一冊です。

著者自身いじめられた体験があり、評論家で、NPO法人「ストップいじめ！ナビ」代表理事として活動しておられます。「理不尽な思いをする人が一人でも減って欲しい」という願いが伝わる内容でした。専門家や教員でなくても、一般の大人でも、いじめ防止のためにできることはある。そう勇気づけられる内容なので、多くの人に読んで頂きたいと思いました。

もう一冊は、精神科医の中井久夫先生の著書『いじめのある世界に生きる君たちへ いじ

められっ子だった精神科医の贈る言葉』（中央公論新社）です。出版は2016年12月で、尾木直樹特別顧問も推薦しておられます。

中井先生は、いじめがいかに巧妙に人間を追い詰め、心を破壊していくのかを、三つの段階に分けて説明しています。被害者の心情について、下記にまとめます。

「孤立化」:自分はいじめられても仕方がない、という気持ちになっていく。いつどこにいても、孤立無援であると実感する。大人への期待を失っていく。

「無力化」:反撃しても一切無効だと教えられる。観念する。

「透明化」:いじめは透明化して、まわりの目に見えなくなっていく。世界が狭くなり、出口のない感覚に陥る。

非常に平易な言葉で書いてありますが、その内容は非常に深く、重く、読んでいて息が詰まります。休憩を入れながらじっくり読まないと内容を消化できませんし、読んだ後もしばらく他のことは考えられません。何回読んでも、読む度に体がこわばってしまいます。

編集者によるあとがきに、「読むか読まないかでは、いじめへの対応がぜんぜん違ってくると思う」とありますが、心からそう思いました。そしていじめが深刻化し、「無力化」「透明化」する前の「孤立化」の段階で大人が子どものSOSをキャッチすること、適切な対応をすることの必要性を伝えたいとなります。

今、いじめられている子どもに向けて書かれた本ですが、子どもに関わる全ての方に手にとってほしい一冊です。

ささやかですが、このような紹介も、委員ができる予防活動の一つだと思っています。

謝罪のセレモニー

委員 掛 布 真 代

1 いじめがあったとき、いじめをした子を連れてきて、いじめられた子に謝らせることがある。まるで、謝罪のセレモニー(儀式)である。

この場合、往々にして、謝られた側が「いいよ。」と許すところまでが、一連のセレモニーに含まれている。

2 もちろん謝罪には意味がある。謝罪する側にとっては、自分の行為の何が悪かったのかを考え、傷つけた相手に許しを請い、今後同じことが起こらないようにするプロセスである(反省と再発防止)。謝罪を受ける側にとっては、傷つけられた自尊心を回復するとともに、もう傷つけられることはないという安心感を得る過程である。

3 「謝罪に気持ちがこもっていない」「悪いことをしていないのに謝罪させられた」等のトラブルになるのは、当事者がこの意味をよく理解しないうちに、拙速に謝罪をさせて、あわよくば幕引きをしようとするからである。

がないと、自分の行為の何が悪かったのか、なぜ謝罪をしなければならないのか、納得できていないので、指導に不満が残り、いじめが再発する原因にもなる。謝罪を受ける側にそれが伝われば、やはり期待できず、「気持ちがこもっていない」と言われる原因になる。

謝罪を受ける側にみられるのは、～を超えて、加害者の制裁を求めているのではないかと思われるケースである。例えば「みんなの前で謝罪しろ」という要望には、相手を晒し者にしたいという目的が隠れていることがある。

しかし、もちろん学校は教育と指導の場であって、制裁の場ではない。

この点の理解を得られず、謝罪を受ける側が制裁にこだわる場合、謝罪の場で、加害者とされた子どもが不当に傷つけられるおそれもある。

その場合、謝罪自体をさせるべきではない、という判断もありうる。

その他に、いじめられた側も、何をしてもらえば回復や安心が得られるのか、わかっていないケースもある。このようなケースでは、謝罪をすべきではないとまではいえないが、謝罪をした後も解決せず相談が続くことがある。

4 ところで、冒頭の場面で、謝罪された側が「いやだ。許さない」と拒絶することは難しい。そんなことをすれば、「仲直りの機会を作ってあげたのに」「謝っているのに許さないなんて」と、まるで謝られた側が狭量であるかのように非難されるかもしれない。結局、納得がいかないながらも「いいよ」と言ってしまう。

このように、単なる謝罪を超えた謝罪のセレモニーは、結果的に、謝罪をされた側が「許す」ことを強制してしまうことがある。

5 日本の多くの学校では、「みんな仲良くしなさい」という指導がされている。その背後にあるのは、クラスや学校「全体」の「調和」や「空気」に重きを置く考え方である。

「許さない」と言う自由のない謝罪のセレモニーは、いじめられた個人のつらさ、苦しさ、くやしさを抑え、「みんなが仲良くできる」という全体の空気を優先する。外形だけの謝罪や許しをさせることで、いじめの問題が解決したかのような指導は、こうした「全体主義」とでもいうべき考え方に根ざしている。

6 忘れてはならないのは、全体のために拙速な謝罪をさせていないか、ということである。「みんな仲良く」とは、子どもを「全体」として見る、管理者の側に立った考え方であって、個々の子どもの目線に立ってはいない。子どもは自由な個人で、仲良くしない、ということもまた、尊重されるべきなのである。

30年度いじめ防止委員会活動への所感

委員 梶井 悟

30年度いじめ防止委員会活動に関わって感じたことを、以下の6点に分けて記述する。

1 「子ども集団を放置すると、いじめが生まれる」との認識をもつべき

子どもは、集団内で、弱者を攻撃、排除することで、わが身を守り、体制順応を図り、似非の社会適応を得ようとする心性をもっていると感じる。そのような厳しい認識をもって、子ども集団に関わる必要があると思った。それは、子どもの自発性を尊重することと相反するよう見えるが、そうではなく、本来の子ども自発性を健全に育むことになると思う。

2 子ども集団及び子どもの個々の動きにアンテナをしっかりと張る

1の認識のもと、子ども集団及び子どもの個々の動きにアンテナをしっかりと張ることがとても大事だと思った。表面しか見ることができないが、その一見何気なく見える表面から、その内奥に潜む子ども集団内の人間関係やあつれき等を直感的に感じ取れる感性が必要だと思った。委員会に上がってくるケースの多くが、このようにして上げられてきたケースだと思った。

3 いじめの兆候は小さいうちに機敏にその芽を摘むことが必要

1、2の認識、実践があれば、いじめは小さいうちに摘むことができる。今年度いじめとしてあげられた個別ケースの多くが、そのように処置されたケースだった。処置後も、そのようなことが再発しないかしっかり見守られていた。そのため、大きな問題にいた

らず、改善したケースが多かったと感じた。

4 いじめ防止専門委員会を利用、活用する

1～3のようなことを求め、保障する、いじめ防止専門委員会が可児市に存在することの意義は、とても大きいと思う。各学校は、いじめの問題があった際、早め早めに、委員会にケースを上げてきていた。また、委員会の見立てやアドバイスを素直に受け入れてくれていた。そのような委員会と各学校との密な信頼関係があり、各学校が委員会を積極的に利用、活用していた。委員会と各学校が車の両輪の如く機能することがとても大事だと思った。いじめ防止専門委員会と各学校が両輪のごとく機能することがとても重要だと思った。

5 いじめに敏感になることは、他の子どもの問題への感受力を高めることになる

子どもの問題は「いじめ」に留まることなく、とても多様である。「いじめ」に特化することで、他の子どもの問題が疎かにされる懸念があるかもしれない。しかし、現実には反対だと思った。委員会には、「いじめ」をキーワードにして、不登校、虐待等といった問題も上がり、議論されていた。「いじめ」を通して、他の子どもの問題も疎かにせず、「いじめ」同様しっかりと対応しなければとの機運が高まると感じた。

6 総じて

このように「いじめ」への取り組みは、より質の高い子ども集団づくりに通じており、また、その他の子どもの多様な問題への関心を高め、その解決、改善へも波及するものだと思った。

